

8－3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		令和5年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に對する 販売数量計 ①＋②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kL X	kL X	kL X	kL X	kL X	kL 1,235	kL X	kL 235	kL 1,276
合 成 清 酒	-	-	-	-	-	89	151	47	151
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	1,780	X	135	1,620
単 式 蒸 留 焼 酎	3	2,756	8,730	2,205	436	15,605	10,640	2,387	11,075
み り ん	-	-	-	-	-	833	516	62	516
ビ ー ル	4	18,438	3,799	133	749	50,143	27,179	5,014	27,928
果 実 酒	-	-	-	39	-	4,336	3,806	679	3,806
甘 味 果 実 酒	-	-	5	6	0	260	156	16	156
ウ イ ス キ ー	-	2	24	6	15	4,463	4,655	240	4,670
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	-	-	61	43	8	43
発 泡 酒	0	2,882	646	26	85	30,469	23,977	2,927	24,062
原料用アルコール・スピリッツ	8	24	80	12	298	28,412	12,158	1,579	12,456
リ キ ュ ー ル	1	9,066	3,318	66	940	71,444	41,691	7,348	42,632
そ の 他 の 醸 造 酒	X	X	X	X	X	7,814	X	333	5,366
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	16	33,168	16,610	2,491	2,524	216,945	133,235	21,012	135,759

調査期間等：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	KL	KL	KL	KL	KL	KL
平 成 30 年 度	1,219	199	13,845	22,158	81,824	119,244
令 和 元 年 度	952	107	12,012	19,725	76,718	109,514
令 和 2 年 度	1,068	93	11,082	20,053	78,826	111,124
令 和 3 年 度	1,347	79	12,920	20,758	82,909	118,014
令 和 4 年 度	1,276	151	12,695	27,928	93,707	135,759

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税 務 署 名	清 酒	合成清酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合 計	税 務 署 名
那 覇	KL 372	KL 18	KL 535	KL 3,492	KL 144	KL 8,726	KL 1,071	KL 37	KL 721	KL 9	KL 4,432	KL 3,725	KL 13,806	KL 1,527	KL 38,613	那 覇
宮 古 島	56	2	82	601	23	1,795	137	6	119	2	1,008	585	1,984	375	6,775	宮 古 島
石 垣	48	5	50	579	30	1,077	140	3	95	1	681	367	2,020	395	5,491	石 垣
北 那 覇	374	111	595	2,450	180	6,098	1,281	63	3,010	11	10,989	2,427	7,841	972	36,402	北 那 覇
名 護	91	5	84	1,072	39	3,190	272	12	163	3	1,711	1,208	4,623	292	12,769	名 護
沖 縄	335	10	274	2,881	100	7,042	905	35	562	17	5,241	4,144	12,358	1,805	35,709	沖 縄
総 計	1,276	151	1,620	11,075	516	27,928	3,806	156	4,670	43	24,062	12,456	42,632	5,366	135,759	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8－4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類		前年度末 免許場数	新規 免許場数	免 取消場数	許 消滅場数	本年度末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
						6 kL未満	6 kL以上	10kL以上	60kL以上	100kL以上	200kL以上	500kL以上	1, 000kL以上	2, 000kL以上	5, 000kL以上	10, 000kL以上	休 造	合計 (A)	者 内			者	
清 酒		場 4	場 －	場 －	場 －	場 4	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 －	場 4	場 3	場 1	者 内 2	者 3	
合 成 清 酒		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	内 ー	－	
連 続 式 蒸 留 焼 酎		2	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	2	－	1	内 ー	2	
単 式 蒸 留 焼 酎		53	1	1	－	8	3	20	5	4	3	4	2	1	－	－	3	53	8	53	内 4	49	
み り ん		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	内 ー	－		
ビ ー ル		16	－	－	－	7	2	4	1	－	－	－	－	－	－	1	1	16	5	8	内 3	13	
果 実 酒		7	－	－	－	4	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	2	7	4	1	内 2	5	
甘 味 果 実 酒		5	1	－	－	3	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	6	2	1	内 2	6	
ウ イ ス キ ー		9	1	－	－	3	1	2	1	－	－	－	－	－	－	－	3	10	1	－	内 1	10	
ブ ラ ン デ ー		9	－	1	1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	7	3	－	内 2	6	
原 料 用 アル コ ー ル		26	－	－	－	9	1	6	1	－	1	－	－	－	－	－	8	26	1	－	内 1	26	
発 泡 酒		16	5	－	－	13	2	4	－	－	－	－	－	1	－	－	1	21	4	9	内 2	16	
そ の 他 の 醸 造 酒		2	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2	－	内 1	2	
ス ビ リ ッ ツ		28	－	1	－	17	2	6	－	－	1	－	－	－	－	－	1	27	7	2	内 4	24	
リ キ ュ ー ル		35	－	－	－	12	5	3	1	3	1	－	1	－	－	1	8	35	3	7	内 2	31	
粉 末 酒		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	内 ー	－		
雑 酒		2	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1	－	－	内 ー	1	
合 計		214	8	4	1	87	18	45	10	7	6	4	3	2	－	2	33	217	43	83	内 26	194	
各酒類 を通じた もの	令 和 2 年 度					19	9	22	4	6	3	5	3	1	－	1	2	75	9		内 4	66	
	令 和 3 年 度					17	10	24	4	5	5	2	5	1	－	1	3	77	10		内 4	67	
	令 和 4 年 度					19	8	25	8	4	4	4	3	1	－	1	6	83	10		内 4	71	

調査対象等：令和5年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和4年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販 売 の 便 宜 の ためのもの	輸 出 の ためのもの	その他のもの		計	うち 実蔵置場数
	自 己 の 製 造 し た の 酒 類 び ん 詰	共 同 の び ん 詰 場			設 置 許 可 を 受 け た も	設 置 許 可 を 受 け な い も の		
清 酒	場 -	場 -	場 -	場 3	場 -	場 -	場 3	場 -
合 成 清 酒	-	-	-	3	-	-	3	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	3	-	-	3	-
単 式 蒸 留 焼 酎	3	2	-	3	17	-	25	22
み り ん	-	-	-	2	-	-	2	-
ビ ー ル	-	-	-	4	-	-	4	2
果 実 酒	-	-	-	4	-	-	4	-
甘 味 果 実 酒	-	-	-	4	-	-	4	-
ウ イ ス キ ー	-	-	-	4	6	-	10	2
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	4	6	-	10	-
原 料 コ ー ル	1	-	-	3	11	-	15	-
発 泡 酒	-	-	-	3	-	-	3	-
そ の 他 の 醸 造 酒	-	-	-	3	-	-	3	-
ス ピ リ ッ ツ	3	1	-	3	12	-	19	-
リ キ ュ ー ル	1	1	-	4	14	-	20	-
粉 末 酒	-	-	-	3	-	-	3	-
雑 酒	-	-	-	3	-	-	3	-
合 計	8	4	-	56	66	-	134	26
う ち 実 蔵 置 場 数	3	2	-	4	17	-	26	

調査対象等： 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点： 令和5年3月31日

用語の説明： 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数	
製 造 場 数	基 数
場 -	基 -

酒母及びもろみの製造場数		
区 分	製造場数	
		うち休場数
	場	場
酒 母	2	-
も ろ み	7	-

(3) 販売業免許場数

区 分		本 年 度 末 販 売 場 数 （ A ）			(A) のうち 1年以上引続き 休止している 販 売 場 数	本 年 度 末 販 売 業 者 数
		卸売に限る目 の 条件が付され て	販 売 方 法 に 条件が付され て いないもの	計		
販 卸 売 方 に 法 限 に る 条 件 の 条 件 さ が 付 て い な い て も い の る 及 び の	全	酒 類	場 4	場 683	場 687	場 者 143 468
	ビ	ー ル	-	2	2	-
	洋	酒	6	25	31	1 14
	輸 出 入	酒 類	30	24	54	1 36
	店 頭 販 売	酒 類	-	1	1	-
	協 同 組 合 員 間	酒 類	-	-	-	-
	自 己 商 標	酒 類	-	18	18	- 8
	自 製 酒 類	清 酒 ・ み り ん	-	2	2	-
		合 成 清 酒 ・ 焼 酎	-	18	18	1 16
		ビ	-	2	2	-
		洋	1	3	4	- 3
		計	1	25	26	1 19
	そ の 他 の 酒 類		-	7	7	1 6
	合 計		41	785	826	147 551
	合 計 の	小売業者の共同購入機関	-	-	-	-
		卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-
		製造者の共同販売機関	-	-	-	-
販 の 条 件 方 法 に 付 さ れ て い 限 る も 旨 の	全 酒 類	一 般 の も の			2,380	122 1,540
		特 殊 の も の			1	-
		計			2,381	122 1,540
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			64	6 44
		特 殊 の も の			-	-
		通信販売だけのもの			43	3 37
		計			107	9 81
	合 計				2,488	131 1,621
	媒 介 業				13	- 4
	代 理 業				-	- -

調査時点：令和5年3月31日

- 用語の説明：
- 1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製造免許場数																												販売業免許場数				税務署名								
	清酒		合成清酒		連続式蒸留酎		単式蒸留酎		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒			雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業	
	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数	免許場数	製造場数		免許場数	製造場数	販売場数	販売業者数	販売場数	販売業者数		
那覇	-	-	-	-	-	-	7	7	-	-	3	1	-	-	-	-	2	-	1	-	5	-	6	4	-	-	3	-	8	3	-	-	-	-	35	15	210	149	785	455	那覇
宮古島	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	2	1	-	-	-	-	12	8	60	45	135	84	宮古島
石垣	-	-	-	-	-	-	11	11	-	-	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-	5	-	1	-	-	-	3	-	4	1	-	-	-	-	28	14	64	47	187	137	石垣
北那覇	2	-	-	-	-	-	8	8	-	-	1	-	1	-	2	-	-	-	2	-	5	-	3	2	1	-	6	1	5	-	-	-	-	36	11	149	91	409	303	北那覇	
名護	1	-	-	-	-	-	14	14	-	-	4	2	2	1	1	-	3	-	3	-	6	-	6	2	1	-	9	1	11	2	-	-	-	61	22	165	112	343	256	名護	
沖縄	1	1	-	-	2	1	7	7	-	-	5	2	3	-	2	1	5	-	1	-	5	-	4	1	-	-	4	-	5	-	-	-	1	-	45	13	178	107	629	386	沖縄
総計	4	1	-	-	2	1	53	53	-	-	16	8	7	1	6	1	10	-	7	-	26	-	21	9	2	-	27	2	35	7	-	-	1	-	217	83	826	551	2,488	1,621	総計

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。